第二十一条第二項第二号中「第二十七条」を「第二十八条」に改める。

第二十三条第二項第一号中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同項第三号中「第三十条第三項」を「第三十一条第三項」に改め、同項第四号中「第三十条第四項」を「第三十一条第四項」に改める。

第五十六条第一項中「第四十七条、第四十八条、第五十条又は第五十二条から第五十四条まで」を「第四十八条、第四十九条、第五十一条又は第五十三条から第五十五条まで」に改め、同条を第五十七条とする。

第五十五条中「第四十七条から第五十一条まで」を「第四十八条から第五十二条まで」に改め、同条を第五十六条とし、第五十四条を第五十五条とする。

第五十三条中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条を第五十四条とする。

第五十二条中「第三十三条第二項」を「第三十四条第二項」に改め、同条を第五十三条とし、第五十一条を第五十二条とし、第五十条を第五十一条とする。

第四十九条中「第二十五条」の下に「（第二十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同条を第五十条とし、第四十八条を第四十九条とし、第四十七条を第四十八条とする。

第八章中第四十六条を第四十七条とし、第四十二条から第四十五条までを一条ずつ繰り下げる。

第七章中第四十一条を第四十二条とする。

第四十条中「第三十八条第一項」を「第三十九条第一項」に改め、同条を第四十一条とする。

第三十九条第一項中「第四十一条」を「第四十二条」に改め、同条を第四十条とし、第三十八条を第三十九条とする。

第六章中第三十七条を第三十八条とし、第三十六条を第三十七条とする。

第三十五条中「第十九条第十二号」を「第十九条第十三号」に改め、同条を第三十六条とし、第三十四条を第三十五条とし、第三十三条を第三十四条とし、第三十二条を第三十三条とする。

第五章第二節中第三十一条の二を第三十二条の二とし、第三十一条を第三十二条とする。

第三十条第一項の表第三十五条の項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を、「第二項」の下に「（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第二項中「する第二十三条第三項」の下に「（第二十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同項の表第三十五条の項中「第二十三条第三項」の下に「（同法第二十六条において準用する場合を含む。）」を、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者」を加え、同条第三項の表第二十六条第二項の項中「第三十条第一項」を「第三十一条第一項」に改め、同表第二十五条の項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を、「第二項」の下に「（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同条第四項の表第二十六条第一項の項中「第二項」の下に「（これらの規定を同法第二十六条において準用する場合を含む。第三十五条において同じ。）」を加え、同表第三十五条の項中「又は」を「若しくは」に改め、「情報提供者」の下に「又は同条第八号に規定する条例事務関係情報照会者」を加え、同条を第三十一条とする。

第二十九条第一項中「第二十三条」の下に「（第二十六条において準用する場合を含む。）」を加え、同項の表第三十六条第一項第一号の項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同条第二項中「第二十三条第一項及び第二項」の下に「（これらの規定を第二十六条において準用する場合を含む。以下同じ。）」を加え、同項の表第二十六条第二項の項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同表第三十六条第一項第一号の項中「第二十九条第二項」を「第三十条第二項」に、「第二十八条」を「第二十九条」に改め、同条を第三十条とする。

第五章第一節中第二十八条の四を第二十九条の四とし、第二十八条の三を第二十九条の三とする。

第二十八条の二中「第三十一条の二」を「第三十二条の二」に改め、同条を第二十九条の二とする。

第二十八条中「第十九条第十一号から第十四号まで」を「第十九条第十二号から第十五号まで」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十七条第三項中「第三十四条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第五項中「第二十九条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第六項中「第十九条第七号」の下に「若しくは第八号」を加え、「同号」を「これら」に改め、同条を第二十八条とし、第二十六条を第二十七条とする。

第四章第二節中第二十五条の次に次の一条を加える。

（第十九条第八号の規定による特定個人情報の提供）

第二十六条　第二十一条（第一項を除く。）から前条までの規定は、第十九条第八号の規定による条例事務関係情報照会者による特定個人情報の提供の求め及び条例事務関係情報提供者による特定個人情報の提供について準用する。この場合において、第二十一条第二項第一号中「別表第二に掲げる」とあるのは「第十九条第八号の個人情報保護委員会規則で定める」と、第二十二条第一項中「ならない」とあるのは「ならない。ただし、第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲が条例により限定されている地方公共団体の長その他の執行機関が、個人情報保護委員会規則で定めるところによりあらかじめその旨を委員会に申し出た場合において、当該提供の求めに係る特定個人情報が当該限定された特定個人情報の範囲に含まれないときは、この限りでない」と、同条第二項中「法令」とあるのは「条例」と、第二十四条中「情報提供等事務（第十九条第七号」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務（第十九条第八号」と、「情報提供等事務に」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務に」と、前条中「情報提供等事務」とあるのは「条例事務関係情報提供等事務」と読み替えるものとする。

附則第三条の二に次の一項を加える。

2　日本年金機構は、第十九条第七号及び第八号の規定にかかわらず、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日から平成二十九年十一月三十日までの間において政令で定める日までの間においては、情報照会者及び情報提供者並びに条例事務関係情報提供者に該当しないものとする。

別表第一の二の項中「支給」の下に「、保健事業若しくは福祉事業の実施」を加え、同表の四の項中「遺族前払一時金の支給」の下に「、保健事業若しくは福祉事業の実施」を加え、同表の六の項の次に次のように加える。

六の二　厚生労働大臣	職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）による職業紹介又は職業指導に関する事務であって主務省令で定めるもの

別表第一の十五の項中「（昭和二十五年法律第百四十四号）」を削り、同表の二十二の項中「又は」を「若しくは」に改め、「支給」の下に「又は福祉事業の実施」を加え、同表の二十八の項中「支給」の下に「又は福祉事業の実施」を加え、同表の三十の項中「又は保険料の徴収」を「、保険料の徴収又は保健事業の実施」に改め、同表の三十九の項中「若しくは年金である給付」の下に「の支給若しくは福祉事業の実施」を加え、同表の五十九の項中「又は保険料の徴収」を「、保険料の徴収又は保健事業の実施」に改め、同表の六十一の項の次に次のように加える。

六十一の二　特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの